

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

堀兼根岸線	路 線 名
狭山市柏原字下双木一・二・六・七番 四地先から同市柏原字下双木一 二・六・四番一地先まで	供用開始の区間
令和三年三月二十二日	供用開始の期日
令和三年三月十九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三五・一一メートル	備 考